

「知的財産推進計画 2020」の策定に向けた  
意見募集における主な意見（法人・団体）<sup>12</sup>

PatentIsland 株式会社

- ・ 知財創造能力を客観的な数値指標で定量評価する方式を開発すべき
- ・ データ所有権法を早期に制定してデータの生成と取引と活用を推進すべき

協同組合日本俳優連合

- ・ 我が国も、映画の利用に関して、文化国家として欧米におくれることない法改正を行うことが求められる

公益財団法人日本関税協会 知的財産情報センター

- ・ 個人使用目的を仮装した模倣品等の輸入を税関で差止めできるよう現行法の改正又は解釈の変更等必要な法的措置を図っていただきたい

一般社団法人日本流通自主管理協会

- ・ 「偽ブランド品であることを知りながら行う個人輸入の禁止」を知財推進計画に採用して頂きたい

日本行政書士会連合会

- ・ 行政書士は、行政手続きの支援をしてきた歴史があることから、「農業相談員」及び「農業委員」として登用する制度を更に推進願いたい
- ・ 適正な行政手続きについて、産業財産権やコンテンツと同様に「農林水産業知的財産プラットフォーム（農水分野単独型）」での新たな情報発信を検討されたい
- ・ 農林水産分野の知的財産制度について、更なる広報を願いたい
- ・ 知財創造教育に関しては、教員免許更新講習に盛り込むことはもとより、より踏み込んで教員養成課程の中に組み込むべき
- ・ 初等中等教育における「創造性の涵養及び知的財産の意義の理解等」には、産業財産権だけでなく、著作権についても含まれるので、誤解のないように修文をお願いしたい
- ・ 2018年の改正著作権法に伴うガイドラインの策定はもとより、著作権に関する普及・啓発が著しく遅れていると受け止めており、早急な整備を願いたい
- ・ 著作物の公正な利用の促進のための措置の検討を加速させ、早急に措置を講じてほしい

日本知財学会 知財教育分科会

- ・ 今後も、知財創造教育を広く国民に正しく理解してもらうための普及啓発活動を強化することは非常に重要であり、地方別コンソーシアムの存続、発展は最優先課題

<sup>1</sup> 寄せられた意見については、知的財産戦略本部 HP 内において公表しておりますので、そちらもご参照下さい。 <https://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/chitekizaisan2020/index.html>

<sup>2</sup> 個人のご意見、法人・団体名を非公表とされている法人・団体のご意見は、本資料には含まれていませんので、知的財産戦略本部 HP をご覧ください。

- ・ これまで INPIT が行ってきた専門高校向け支援事業を、普通科高校にも広げることとも検討していただきたい
- ・ 新学習指導要領で知財の創造および知財の尊重の教育が求められていることの周知・普及の重要性を指摘したい

#### キヤノン株式会社 知的財産法務本部

- ・ 現在の特許制度は、モノの保護が念頭に置かれており、ビジネスを十分に保護できなくなりつつある。上記の問題について特許制度小委員会で議論されているが、特許制度の枠組みだけでなく、例えば、デジタル課税のように、他の制度の導入も含め、内閣府が主導して関係省庁を巻き込んで、国として知財によるビジネスの保護の在り方を検討していただきたい
- ・ 差止請求の成否の予見性を高めるためにも、差止請求権の発動要件について検討することを強く望む
- ・ アトーンズ・アイズ・オンリー制度を導入することを望む。また、制度の導入にあたっては、違反した者に対して厳しい制裁を科すことも検討いただきたい
- ・ 経営デザインシートの普及啓発に関して、知的財産推進計画 2019 で記載されていた施策について、内閣府が具体的にどういった普及啓発をしてきたかを明らかにし、今後の活動のために意見を集める等、今後も内閣府が普及啓発に主体的に動いていただきたい
- ・ 輸入者に個人使用目的と主張された場合には、模倣品であるにもかかわらず税関で差止めることができず、模倣品が日本国内に流入することで権利者の信用を損ない経済的損失を与えるのみならず、消費者（国民）の安全を害する危険性もあるため、早急な対策の具現化が強く望まれる
- ・ 意匠審査官の増員及び意匠審査体制の強化を図ることが必要

#### 一般社団法人日本映像ソフト協会

- ・ コンテンツの海外展開の促進と国境を越えた著作権侵害対策への強化及び支援を要望する
- ・ フットワーク軽くルールを決めて実行していくことを妨げている法制度（著作権法 30 条）の改正を要望する

#### 公益社団法人日本芸能実演家団体協議会・実演家著作隣接権センター

- ・ 「公衆への伝達」に係る権利とその集中管理の在り方について、諸外国の例も参考にしながら、全体的な見直しを行うべき
- ・ 現行の私的録音録画補償金制度が対象として想定している私的複製の蓋然性が高い機器等について、速やかに政令指定を行い、それ以外の機器等については、具体的な制度設計について結論を得て、必要な措置を講じるべき
- ・ 北京条約の効力発生を契機として、改めて創作者保護の観点から、我が国における視聴覚的実演に係る経済的権利の見直しについて検討すべき

#### YKK株式会社/ファスニング事業本部 ファスナー事業部 アパレル戦略推進部

- ・ 模倣品（偽物）の個人使用目的の輸入については、具体的な対応の方向性を早期に公表し、権利者、関係団体、有識者などとも協議の上、速やかに実効性の高い運用を実現して頂きたい

#### （一社）東京都中小企業診断士協会認定 知財活用ビジネス研究会

- ・ 本会では、価値デザイン社会の実現に向けて、中小企業診断士が中小企業支援の中で特に貢献できる3領域・分野の提言を行う。第1に「地方・中小の知財戦略強化支援」で診断士への経営デザインシート等の知識の習得の義務付け、第2に「オープンイノベーションの促進」で中小企業経営者を診断士と知財技能士、弁理士が三位一体で支援する有効性の普及、第3に「各主体による価値のデザインを奨励」で検討体の早期設置を提言する

#### 一般社団法人日本音楽著作権協会

- ・ AI生成作品の保護の要否等の問題に関しては、著作者（特にプロフェッショナルとして活動するクリエイター）の創作環境に悪影響が及ばないようにする観点から、国際的な議論をリードしていくべき
- ・ 「インターネット上の海賊版に対する総合的な対策メニュー及び工程表」に基づく取組を着実に進めつつ、対策の実効性をより高めるためにサイトブロッキングの法制化についても検討を進めるべき
- ・ アジア・太平洋地域における著作権保護・著作権管理の水準向上に向けた取組を積極的かつ継続的に推進すべき
- ・ 私的複製について適正な対価が権利者に還元される制度を早急に構築すべき
- ・ 音楽作品の海外展開促進のために必要となるメタデータの整備等を推進すべき

#### 日本弁理士会

- ・ 「価値デザイン社会」の実現に向けて、種々の新たな取り組みを検討し、実行すべきである。例えば、以下の取り組みが考えられる
  - ✓ 意匠制度及び商標制度の活用を伴う、地域の特色を活かした知的財産の総合的な活用
  - ✓ 特許制度及び商標制度の見直し
  - ✓ 知財総合支援窓口のさらなる充実
  - ✓ 知財専門家団体と捜査機関との連携強化
  - ✓ 知財創造教育のさらなる推進
  - ✓ デジタルコンテンツデータにかかる日本発のプラットフォームの開発

#### 一般社団法人コンテンツ海外流通促進機構（CODA）

- ・ 政府として、対策メニューに限定することなく、また権利者ばかりでなく、関係者が一丸となってあらゆる海賊版対策を講じることへの支援の強化を要望

#### 一般社団法人電子情報技術産業協会 法務・知的財産運営委員会

- ・ 現行の特許制度が「コト」をベースとしたネットワーク社会においてその機能、役割をなお十分に発揮しているかの検討を更に進めて頂くことを要望
- ・ 私的録音録画補償金制度の見直しや当該制度に代わる新たな仕組みの導入について、クリエイターからも利用者からも納得感のある合理的な仕組みが構築されるべきであり、それに向けた公正で透明性のある議論がなされることを要望

#### 日本ジェネリック製薬協会

- ・ 知的財産推進計画2020の検討において、知的財産推進計画2019に記載された「知財創造保護基盤の強化」が取り上げられる場合、現行制度より踏み込んで導入するメリット・デメリットを踏まえ、保護と利用の双方のバランスを考慮する施策方針が盛り込まれるべき

#### 一般社団法人ユニオン・デ・ファブリカン

- ・ 商標権侵害物品の個人使用目的での輸入の規制、特定商取引法の運用強化及びなりすましECサイト対策を実施して頂きたい。国内取締りや水際対策に必要な方針や運用の見直しをして頂き、より円滑且つ迅速に効果的な結果が得られるようにして頂きたい。権利者による侵害に関わる情報収集及び被害回復がしやすい環境やインターネットの法律的な環境を整備するとともに、消費者に対して適正な啓発活動を実施して頂きたい

#### 一般社団法人日本民間放送連盟

- ・ 「知的財産推進計画2019」では、コンテンツ海外展開に関する施策の方向性として、政府組織あるいは政府が主導する組織との連携を掲げているが、海外市場においては民間事業者による様々な取り組みが行われていることから、これらを後押しすべく、次期推進計画には、民間組織との連携や支援についても記載されるよう要望
- ・ 権利処理の円滑化に向けた集中管理の促進等の問題解決に向けて資源を集中的に投下し、拡大集中許諾制度など新たな制度や著作権等管理事業法など既存の法制の課題の検討など、時限を切った具体的な施策を策定されたい
- ・ 現在、法制化の検討が進んでいるリーチサイト等を通じた侵害コンテンツへの誘導行為への対応についても、表現の自由に十分留意しつつ、適切な法整備を推進されたい
- ・ 第59回WIPO加盟国総会（2019年9月30日～10月9日）では、重要事項に関して加盟国がコンセンサスに至ることを条件に、2020年または2021年の2年間の間に「放送機関の保護に関する条約」締結のための外交会議を開催することを目指すとされており、日本政府においては加盟国のコンセンサス形成に積極的に尽力されたい
- ・ クリエーターや権利者への適切な対価還元について、所期の目的を達するための制度設計を推進されたい
- ・ 利用許諾を受けた著作物について、ライセンサーの破産や対象著作権の譲渡などにより、利用の継続が妨げられる恐れがある。著作権の譲受人に対するライセンサーの対抗力を付与する制度について適切に法制化されることを要望
- ・ 放送分野のアーカイブの利活用の促進や他のアーカイブとの連携については、引き続き放送事業者および関係権利者の意見を十分に踏まえ、慎重に検討することを要望
- ・ 教育の現場において授業を担当する者と、生徒・学生の双方に対して著作権教育を強化するとともに、民間における著作権マネジメント人材の育成支援など、幅広く柔軟な方策で推進されたい

#### 一般財団法人 知的財産研究教育財団

- ・ 「知的財産推進計画2020」については、これまでに実施してきた各施策の継続性を意識しつつ、中小企業・スタートアップにおける知的財産を理解できる人材の育成・確保・活用、IP ランドスケープ業務を担う人材の育成、「国民一人ひとりが知財人材」を目指した知財教育・知財人材育成を推進すべき

#### 全国化学労働組合総連合

- ・ 博士課程進学者を増加させるために、企業が博士進学者を採用しやすい環境の整備や、大学内での安定した研究環境・処遇条件の整備について実施いただきたい
- ・ 知財専門部隊を有しない中小企業やベンチャーが特許等を出願するに際し、特許事務所等を活用する費用について支援をいただきたい
- ・ AI、ビッグデータの活用により既出願特許との類似性、または新規性を迅速に判定できるシステムを構築し、出願審査のさらなる迅速化を図っていただきたい
- ・ 発明した技術に関する評価技術の標準化についても迅速に対応を進めることで、当該技術の国際的な優位性を高いものとするよう、関係機関と連携して対応いただきたい

#### 日本弁護士連合会

- ・ 知財戦略の社会実装を担う人材及び実効性を担保するための仕組みづくりが必要である、とする知的財産戦略本部構想委員会の方向性について、賛成
- ・ 我が国の企業が知的財産としてのデータを活かしてグローバルな事業展開を行っていく上では、ビジネスの構築段階から、知的財産権法だけでなく、競争法、消費者法、個人情報保護法、契約法、国際私法等の法律専門家の関与が必要不可欠であり、高度な契約法務活動を支援できる人材の育成と支援体制を整備すべき

#### 日本製薬工業協会 知的財産委員会

- ・ わが国における製薬企業の創薬イノベーションと国際競争力の強化のためには、研究成果が適切に知的財産として保護される環境が必要である。掲題「知的財産推進計画2020」の策定に向けた意見募集につき、下記の通り要望
  1. ライフサイエンス産業のイノベーション創出を加速するルール作り
  2. 人工知能（AI）等の新しい技術を活用したグローバルな審査体制作り
  3. 知的財産外交の強化について
  4. 生物多様性条約に関する体制整備

#### 一般社団法人 日本美術家連盟

- ・ 知的財産形成につながる継続的で多様な創作活動を可能とする土壌をつくるために、下記の制度の導入を是非ご検討いただきたい
  1. パーセント・フォー・アート（公共建築物の建築費の一定割合を美術作品に充当するよう定めるもの）の制度化
  2. 追及権（作品の売買の過程でその売上げの一部を原作者（著作権者）に還元する仕組みですが、最初の売買だけでなくその後の二次流通からも一定の収益を美術家にもたらすもの）の導入

#### 一般社団法人コンピュータソフトウェア著作権協会

- ・ 知財人材の育成に大きく資する活動に対しては、継続的な支援が行われることを希望
- ・ 特にBtoCプラットフォームの出店者の登録情報の正確性を担保することなど、今後の電子商取引市場をより健全に発展させるべく、知的財産権の保護対策に具体的に取り組んでいくよう関係省庁によるご指導を要望
- ・ 海外販売業者からの輸入については、当該業者を「業として」「輸入」の主体とするなど、水際での取締りの強化を要望
- ・ 輸入差止申立や更新の手続きの簡略化やガイドラインの策定等により基準を明確化することにより、水際取締りの有効性をより高める施策を要望
- ・ 技術的制限手段の無効化プログラムへのリンクやリーチサイト等を、不正競争行為となる技術的制限手段の無効化にかかる情報提供の対象とすることについて、検討の継続を要望

#### 株式会社日本国際映画著作権協会

- ・ 早急に著作権法でリーチサイト規制に関する規定を定めることを推奨し、オンライン著作権侵害に対抗する効果的な手段としてサイトブロッキングを提唱
- ・ 著作権者とユーザー間における自発的なライセンス付与を促進する政策及び将来的な法律の制定を支援
- ・ AI技術の文脈で、著作物の権利者に関する明確なルールの策定、著作権侵害に対する賠償責任及び著作権者の権利保護に関する更なる協議を支援

#### 一般社団法人日本レコード協会

- ・ 私的録音録画補償金制度の早急な見直し
- ・ 「レコード演奏・伝達権」の創設
- ・ 動画投稿サイトに係る法的ルールの見直し
- ・ 集中管理の充実による放送番組インターネット同時送信の円滑実施

#### 日本製薬団体連合会

- ・ 医療関係者の要請に応え製薬企業が行う情報提供にかかる文献の複製について、著作権法の権利制限規定の対象とすべき必要性が高まっており、早急に権利制限に向けた審議再開が必要
- ・ イノベーション創出のために必要な研究成果へのアクセスの自由を確保するために、研究成果のオープンアクセスへの投稿の義務化を含めて研究目的のための権利制限規定の創出を加速していただきたい

#### 株式会社KADOKAWA

- ・ 海賊版対策をより強化し、制度的に明確な前進を見せていただくこと、コンテンツ保護の新たな仕組みを構築いただくことを強く希望。具体的には、1) サイトブロッキング法制度化の早期実現と海外への働きかけ、2) 「尖った才能」を育成するための教育制度の創設、3) 地方創生とコンテンツ保護の両立を実現できる仕組みづくり、4) 5G時代における侵害対策強化と日本発コンテンツプラットフォーム構築への後押しをお願いしたい

#### ヤフー株式会社

- ・ 日本に限らずインターネットにおいて日々新たなサービス形態がスピード感をもって生み出されている現状に鑑みれば、本改正（2019年1月1日施行改正著作権法）の実現にとどまることなく、新たな技術やビジネスの進展に迅速かつ柔軟に対応できるよう、さらなる見直しを行っていただきたい
- ・ 私的録音録画補償金制度の見直しやこれにかわる新たな制度の導入について、近年のデジタル・デバイスやサービスの発展に応じた、コンテンツ利用実態の大きな変化に目を向け、現状に照らした適切な制度設計を図るべき
- ・ インターネットを通じた利用がコンテンツ利用における重要部分を占める現代において、日本の法制度および利用環境が海外に遅れることのないよう、早期に最適な制度が実現されるように検討すべき
- ・ 海賊版サイトによる著作権侵害コンテンツ対策については、文化審議会著作権分科会にて報告書がまとめられ、有識者による議論もなされたところであり、立法化を進めていただきたい。また、今後の課題に対応すべく、権利者、事業者等の民間関係団体間での議論が進んでいるものと理解している。今後の施策のご検討にあたっては、その進捗に十分に配慮していただきたい
- ・ 過去の様々な知を集積したデジタルアーカイブには、次世代のコンテンツを生み出す基盤としての役割があると考えられることから、有用なデジタルアーカイブの実現に向けた施策を積極的に行っていただきたい

#### 一般社団法人アニメツーリズム協会

- ・ 地域を舞台とした優れたアニメーション作品が今後も数多く制作され続けるよう、地域振興や観光振興につながる可能性のある作品の製作費（ロケハン等を含む）の一部が国から支援されるような仕組みが必要
- ・ アニメ聖地を訪れるファンや観光客（インバウンド含む）の満足度を高めるための受入体制を整備しようとする地方自治体に対して国がサポートする仕組みが必要
- ・ アニメ聖地を盛り上げることや、情報発信を積極的に行うファンたちの活動が、権利侵害にあたらないようにするために、著作物を利用する際のガイドラインを整備することが必要
- ・ 民間事業者が共創サイクルに参画し、コトビジネスを行っていく際の、著作物利用のガイドラインを整備することが必要

#### 中小企業知的財産交流・研究会参加企業有志（代表会社：東京ブラインド工業株式会社）

- ・ 中小企業の国内外の知的財産に関する活動を国として今後も支援、強化していくためには、各種制度を、中小企業の視点を取り入れて継続的に改善、改革していくことが必要
- ・ 中小企業の知的財産活動に大きな役割を果たしている弁理士制度の改善、財務基盤の弱い中小企業等を対象とした費用の減免制度等の強化・改善、中小企業等が利用する特許情報プラットフォーム等の強化・改善は、極めて重要

#### 一般社団法人 日本知的財産協会

- ・ 本意見は以下の要望を含む

- ✓ 意匠法改正の趣旨を実効あらしめる運用体制の強化
- ✓ ヘルスケア産業分野におけるデータ提供・利活用に関する契約ガイドラインの対象データ拡大と簡便化
- ✓ AI 関連発明に関する更なる資料充実と国際的発信
- ✓ OSS の利活用を促進する制度整備と企業内インフラ整備の啓発・人材育成
- ✓ 著作権コンテンツ分野の、権利処理円滑化の更なる環境整備、著作権の保護強化と権利制限（補償金の検討含む）の追加検討